保有個人情報開示請求書

○年○月○日

日本銀行　総裁　○○　○○　殿

（ふりがな）
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所
〒 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ TEL （　　）＿＿＿＿

個人情報の保護に関する法律第７７条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

１．　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

２．　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）
アまたはイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア．事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞　□閲覧　□写しの交付　□その他（　　） ＜実施の希望日＞　年　月　日 イ．写しの送付を希望する。

３．　手数料

手数料 （1件300円）	（領収印又は振込確認印押印欄）	（受付印押印欄）

４．　本人確認等

ア．開示請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人
イ．請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　） ※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ．本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア）　本人の状況　□未成年者（　年　月　日生）　□成年被後見人 □任意代理人委任者 （ふりがな） （イ）　本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （ウ）　本人の住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
エ．法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　）
オ．任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類　□委任状　□その他（　　）

＊以下の欄は記入しないでください。

担当窓口	（本行側で窓口局＜情報サービス局○○課○○ｸﾞﾙｰﾌﾟ又は○○支店○○課＞を記入）	電話番号（内線）	
備考			

「保有個人情報開示請求書」（注意事項）

１．「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓を用いることも可とする。ただし、添付する書類などの確認を通じて本人との同一性を確認できる場合に限る。）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

２．「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

３．「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（本支店における開示の実施の方法、本支店における開示を希望する場合の希望日について希望がありましたら、記載してください）。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

４．手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書１件について300円を納付していただくこととなっています。

日本銀行本支店の窓口にて開示請求書を提出されるときに現金で納付して下さい。なお、遠隔地から郵送により開示請求される場合等には、日本銀行が指定する口座に振り込みを行うことや現金書留により納付することも可能です。振込先金融機関、口座番号等、詳細は日本銀行本支店の窓口にお問い合せください。

５．本人確認書類等

（１）　窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第２２条が規定する運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、日本銀行本支店の窓口に事前に相談してください。

（２）　送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。住民票の写しが提出できない場合は、日本銀行本支店の窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

（３）　法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。